

土は輸入が禁止されています

— 輸入農業機械類に土が付着しないようお願い! —

⚠ 輸入農業機械に土が付着していませんか?

土は **日本にいない病害虫** が含まれている可能性が高く
日本の農業生産に悪影響 を及ぼすリスクがあります

土の付着の可能性があるもの (例)



トラクター、ロータリー・ハローなどのアタッチメント、耕運機、播種機 など

⚠ 海外から農業機械類を輸入する際の注意点

- ① 輸出前に **土を除去するよう輸出元に依頼** してください。
特に、中古の農業機械には土が付着しているおそれがありますので、
事前に除去されていることを確認してください。
- ② 輸入の際には、
 - ・土が付着していないかを確認してください。
 - ・土が付着していたときは、速やかに最寄りの植物防疫所に届け出てください。
- ③ 土を輸入した場合、3年以下の懲役 又は 100万円以下の罰金が科せられる場合があります。



植物防疫所の主なお問合せ先

● 横浜植物防疫所	045-211-7152	● 門司植物防疫所	093-321-2601
● 名古屋植物防疫所	052-651-0112	● 那覇植物防疫事務所	098-868-2850
● 神戸植物防疫所	078-331-2386		

ご不明な点がございましたら
最寄りの植物防疫所に
ご相談ください。